

大阪府堺市におけるため池の存廃に伴う所有者名義の動向 Trends in ownership of existing/abandoned irrigation ponds in Sakai, Osaka

○工藤 庸介・木全 韶
Yosuke KUDO and Takashi KIMATA

1. はじめに 1957年頃には全国で約28万個¹⁾あったとされるため池の数は、現在では約15万個²⁾にまで減少している。かつて12,000個とも言われていた大阪府下のため池数も、3,600個（2023年12月時点）にまで急減した。戦後の都市化や工業化の進展と農業の衰退の2点がこの減少傾向の主たる要因である³⁾ものの、近年の動向の背景には「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成31年法律第17号）によって農業用ため池の定義が示されたことと、所有者等に適正管理の努力義務が課せられたことの影響も大きいと考えられる。そこで本研究は大阪府堺市内の農業用ため池を対象に、同法制定前後の廃止傾向を精確に把握し、今後ため池の適正な管理の一端を担う所有者の動向について分析することを目的とした。

2. 研究方法 研究対象は、大阪府堺市内の農業用ため池とした。分析にあたっては、堺市の堺市ため池機能分級調査表（2006年）と、大阪府のホームページで公開されているため池データベース（2022年）を用いた。両者に記載のあるものを存続ため池、ため池分級調査表には記載されているがため池データベースに記載がないものを廃止ため池とした。ただし、ため池データベースについてはGoogle Mapsなどを用いてその記載内容を精査し、湛水状態にあることが確認できた場合は存続ため池として取り扱った。なお、位置が特定できないなどの理由で存在が確認できない小規模なため池が多数存在する南区は、本研究の対象からは除外した。

3. ため池の規模と存廃との関係

まず、存続ため池と廃止ため池のそれぞれについて、貯水量を整理した（Fig. 1）。貯水量が1万m³未満の小規模なため池が、存続ため池では全体の約44%、廃止ため池では約67%を占めている。一方で、貯水量が5万m³以上の大規模なため池は、存続ため池では全体の約15%あるのに対し、廃止ため池では約3%であった。このことより、近年では小規模なため池に対してより廃止圧力が強いことが見て取れた。

4. 所有者の変化 次に、ため池の所有者について2006年と2022年との間に生じた変化を検討した。所有者はTable 1のように分類した。存続ため池（Fig. 2）では、2006年時点で

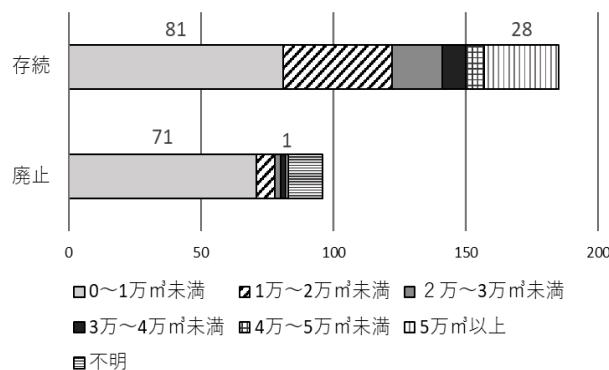


Fig. 1 ため池の存廃と貯水量
Relationship between existence and storage capacity

Table 1 所有者の分類
Classification of ownership

「個人」	個人共有、個人、自然人と区別されているもの
「共有地」	単に共有地とされているもの
「共有地(大字)」	町名が記された共有地
「府市」	自治体の名が記載されているもの
「自治会」	自治会または町会の名称が記されているもの
「不明」	空欄になっているもの
「その他」	上記以外

* 大阪公立大学大学院農学研究科：Graduate School of Agriculture, Osaka Metropolitan University
キーワード：農業用ため池、所有者名義、地域

「共有地（大字）」または「共有地」であるため池が全体の約 76%を占めていたが、2022 年には約 36%に減少していた。一方、廃止ため池（Fig. 3）では、「共有地（大字）」および「共有地」が約 39%であった。また、存続ため池において「不明」が顕著に増加（7%→約 40%）していることも目立つ。いずれにせよ、存続ため池においても廃止ため池においても「共有地」、「共有地（大字）」、「不明」がその大半を占めていることは Fig. 2、3 から明らかである。

そこで、2006 年時点で「共有地（大字）」および「共有地」であったため池の所有者が 2022 年時点どのように変化したのかを詳しく検討する（Fig. 4）。

「共有地（大字）」の推移を見ると、多くが「不明」となっているが、個数は少ないものの「自治会」となったため池も見られる。これは、かつての大字を継承できている地域とそうでない地域があることを示しているものと考えられる。次に「共有地」の推移を見ると、25%が「個人」に変わっていた。これは、名義を明確にしようとする流れだと推察される。なお、「府市」となったため池は、市街化区域に 8 個、市街化調整区域に 3 個存在していた。これらは市街化区域の 1 個を除き、全て貯水量が 1 万 m³ 以上の中～大規模のため池であった。

5. おわりに 本研究を通して、堺市における近年の廃止ため池のほとんどは小規模で、その約半数は所有者が不明確であることが明らかになった。この傾向は、本研究の対象外とした南区においてより顕著であり、近年の急激なため池数の減少には利用実態に則した整理という側面もあることが分かった。また、近世以前の入会権に由来すると考えられる「共有地（大字）」という所有形態の約半数が現時点で「不明」に推移していることから、旧来の村落共同体を前提とした利用や管理が岐路に立っていることも示唆された。多面的機能を有する地域資源という観点からため池の存続を図る場合には、こうした地域のあり方の変質に関する議論も必要であろう。

参考文献 1) 堺市経済部農業土木課（1969）：堺市におけるため池の調査研究, p.1. 2) 農林水産省（2025）（参照日 2025.4.4）：農業用ため池（オンライン），入手先 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai_saigai/b_tameike/index.html> 2) 工藤庸介・木全 卓（2023）：大阪府堺市そのため池潰廃に影響を及ぼす都市化と農地の動向，2023 年度農業農村工学会大会講演会講演要旨集, [7-32].

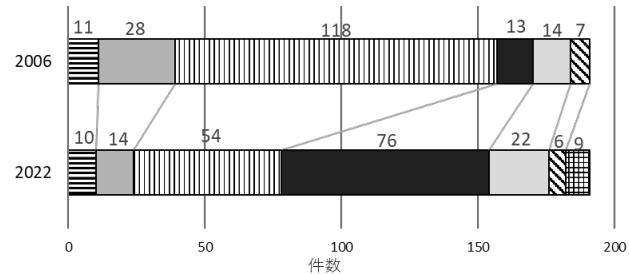


Fig. 2 存続ため池の所有者
Owners of existent ponds

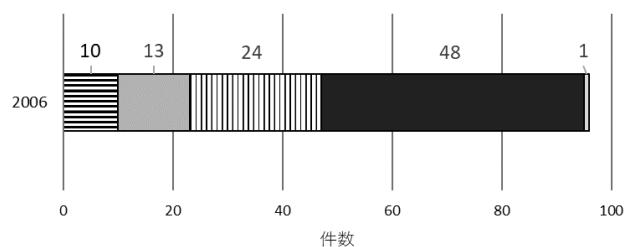


Fig. 3 廃止ため池の所有者
Owners of existent ponds

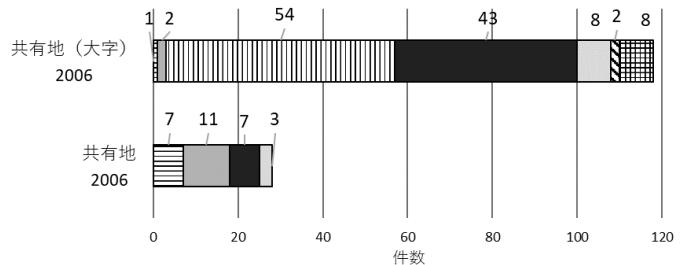


Fig. 4 所有者の推移
Changes in ownership